

川端経営労務事務所 社会保険労務士 川端 努  
〒540-0012  
大阪市中央区谷町2丁目7番6号 みのるビル5階  
TEL 06-6945-5518 / FAX 06-6945-5087  
URL <http://www.roumu-support.com>  
E-mail [t-kawabata@roumu-support.com](mailto:t-kawabata@roumu-support.com)



## 「老後 2,000 万円問題」で改めて退職金制度に注目？

### ◆若者の間で資産形成への関心高まる

人生 100 年時代を迎え、退職後の収入が公的年金だけでは、老後資金が 2,000 万円不足するという、いわゆる「老後 2,000 万円問題」が大きく取り上げられたことで、自分の老後のお金に関心を持つ若者が増え、証券会社の開催する投資セミナーに多くの人が集まっているそうです。

### ◆5割超の人が現在の資産や貯蓄に不満足？

内閣府が 8 月 30 日に公表した 2019 年度の「国民生活に関する世論調査」結果によれば、現在の資産や貯蓄について「不満」「やや不満」と答えた人の割合は計 54.3%で、前年より 2.1 ポイント増えました。一方、現在の所得や収入に「不満」「やや不満」は 0.8 ポイント減の計 45.6%で、所得や収入については3年連続で「満足派」が「不満派」を上回る結果となっています。

内閣府政府広報室によると、資産や貯蓄に関する不満が高まった理由に、「老後 2,000 万円問題」が影響した可能性はあるということです。

### ◆個人型確定拠出年金の制度見直しで「安心」をアピール？

そうしたなか、厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人年金部会で検討された、個人型確定拠出年金(以下、「iDeCo」という)の制度見直し案にも関心が高まっています。同部会では、すべての社員が iDeCo に加入できるようにするとともに、現在の 60 歳から 65 歳へと加入可能年齢を引き上げる等の見直しを含む改正法案を、来年の通常国会に提出することを目指しています。

## ◆iDeCo を活用した退職金制度で、若者の採用・定着を目指す

公的年金の所得代替率が現役世代の5割程度となることを目標として公的年金制度が運用される以上、ビジネスパーソンが老後資産の形成のため何らかの自助努力をすることは、もはや不可欠です。上記の制度見直しでは、iDeCo のみに限らず企業型確定拠出年金についても、企業の事務負担を軽減したり導入のハードルをより低くしたりする等が検討されています。現在、従業員数 300 人以下の中小企業で一時金や年金のかたちで退職給付を支給する企業の割合が年々下がっていますので、こうした見直しを機に従業員の資産形成を支援する仕組みを導入し、若者に長く安定して働いてもらえる会社という魅力をアピールできるようにしてみたいかがでしょうか。

## 下請取引適正化に向けた取組みと「下請け駆け込み寺」への相談

中小企業庁では、下請取引の適正化に向けた取組みとして、平成 28 年9月に発表した「未来志向型の取引慣行に向けて」における3つの基本方針のもと、「価格決定方法の適正化」「コスト負担の適正化」「支払条件の改善」といった課題に重点をおいて、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、継続的に徹底を図っているとしています。

これらの課題に対し、具体的には、親事業者に対する立入検査や、下請Gメンの活用による下請事業者に対するヒアリング調査の実施など、各種の施策を通じて下請取引の問題解決に努めています。今回は、その取組みの1つである、下請駆け込み寺についてご紹介します。

#### ◆下請かけこみ寺とは？

下請取引の適正化を推進することを目的として、経済産業省 中小企業庁が全国 48カ所に設置したものです。中小企業が抱える取引上の様々な悩み相談への対応や裁判外紛争解決手続(ADR)による迅速な解決を行っており、相談員や弁護士が、秘密厳守・相談無料で受けています。

#### ◆下請かけこみ寺事業の実施状況(H30年度)

平成 30 年度における「下請かけこみ寺」では、相談員による相談受付 8,381 件、弁護士による無料相談 513 件および裁判外紛争解決手続(ADR)の調停申立 18 件の案件に対応しています。

#### ◆相談事例

「支払日を過ぎても代金を支払ってくれない」、「原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じしてくれない」、「発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された」、「お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された」、「「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれた」、「長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた」など様々ですが、特に、代金の未払い、次いで取引中止、代金の減額に関する相談が多くあるようです。下請かけこみ寺ホームページには、活用事例が紹介されていますので、ぜひ参考に見てみるとよいでしょう。

【全国中小企業振興機関協会「下請かけこみ寺」】

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/soudan.htm>

#### 制度運用強化により在留資格取消件数が過去最多に～出入国在留管理庁調査

出入国在留管理庁(入管庁)は、平成 30 年度の在留資格取消件数を発表しました。取消件数は 832 件で、過去最多だった前年度の 385 件を更新し2倍以上の増加となりました。

#### ◆在留資格別、国籍・地域別の内訳

在留資格別に取消件数をみると、「留学」が 412 件(全体の 49.5%)、「技能実習」が 153 件(18.4%)、「日本人の配偶者等」が 80 件(9.6%)と続いています。「留学」と「技能実習」で約7割を

占め、件数も前年より大幅に増加となりました。

国籍・地域別では、ベトナムが 416 件(全体の 50.0%)、中国が 152 件(18.3%)、ネパールが 62 件(7.5%)と続いています。

#### ◆大幅増加の理由

在留取消件数が倍増した理由として、平成 28 年に入出国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という)の改正で在留資格取消制度が強化されたことが挙げられます。改正では、「在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること」(入管法第 22 条の4第1項5号)の取消事由が新設されました。その結果、「留学生が学校を除籍された後に、アルバイトを行って在留していた」「技能実習生が実習実施先から失踪後に、他の会社で稼働して在留していた」などの事例で在留資格の取消しができるようになり、今回の調査では 216 件が適用となりました。また、最も多かった取消事由は、「在留する者が在留資格に応じた活動を3月(高度専門職は6月)以上行わないで在留していること」(入管法第 22 条の4第1項6号)で、384 件でした。具体的な事例として、「留学生が学校を除籍された後に、3か月以上本邦に在留していた」「技能実習生が、実習先から失踪後、親戚宅に身を寄せ、在留資格に応じた活動を行うことなく、3か月以上本邦に在留していた」などが挙げられます。

#### ◆留学生、技能実習生を受け入れる側の問題

在留資格取消件数が増加となった一方で、留学生を受け入れる悪質な教育機関の存在や、低賃金や賃金不払い、長時間労働による技能実習生の失踪の増加などが問題として挙げられています。それらに対して、教育機関の留学生の在籍管理の徹底や実習先企業への不正防止強化等も現在進められています。

#### 当事務所よりひと言

ラグビーワールドカップが盛り上がってますね。「川端さん、ラグビーやってたね」ってよく言われますが、アメフトです。よく間違えられます(笑)ルールは全然違うんですよ。